

○ 建築基準法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第七章の七 建築基準適合判定資格者等の登録手数料 第三百三十六条の二の十九 法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万五千元（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。次項において同じ。）による場合にあつては、一万三千元）とする。 2 法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万二千元（電子申請による場合にあつては、一万円）とする。	第七章の七 建築基準適合判定資格者等の登録手数料 第三百三十六条の二の十九 法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万五千元とする。 2 法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万二千元とする。